

# 千葉県立野田看護専門学校寄宿舎管理運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立看護専門学校学生寮管理規則及び千葉県立野田看護専門学校（以下、「本校」という。）学則第36条第2項の規定により、本校寄宿舎の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「寄宿舎」とは、本校の学生の通学の便宜を図るため設置する寮（以下「学生寮」という。）で次に掲げるものをいう。

名 称	所 在 地	定 員
すみれ寮	千葉県野田市中根316番地の1	69名

(入寮資格)

第3条 学生寮に入寮できる者は、本校の学生であって通学が困難である等の理由により校長が特に必要であると認めた者でなければならない。

(入寮の申請)

第4条 学生寮に入寮しようとする者は、学生寮入寮申請書（別記第1号様式）を校長に提出しなければならない。

(入寮者の決定等)

第5条 校長は、前条の規定により学生寮入寮申請書を受理したときは、内容を審査し学生寮の入寮者（以下、「入寮者」という。）を決定するものとする。

2 校長は、前項の規定により入寮者を決定したときは、申請者に対し学生寮入寮決定通知書（別記第2号様式）を交付し、入寮の承認又は不承認の通知をするものとする。

(入寮の承認の取消し)

第6条 校長は、入寮の承認を受けた者が、この規程又はこれに基づく校長の指示命令に違反したとき、又は次の各号の理由により入寮者として不相当と認められるときは入寮の承認を取り消すことができる。

- (1) 寮の秩序及び風紀を乱すとき。
- (2) 共同生活に影響を及ぼす疾病にかかったとき。

(寮 費)

第7条 学生寮の寮費は、千葉県立看護専門学校学生寮管理規則に定める額とする。

(費用の負担)

第8条 次の各号に掲げる費用は、入寮者の負担とする。

- (1) 建具、備品、その他造作の修理に要する費用
- (2) 電気、ガス、上水道の使用料
- (3) 共用施設の使用に要する費用

(日 直)

第9条 入寮者は輪番で日直を行う。

2 日直は概ね次のことを行うこととする。

- (1) 寮内の清潔の保持及び整頓の点検
- (2) 火気の取締り、盗難予防及び戸締り
- (3) 寮日誌の記載及び校長への報告
- (4) その他寮生活に関すること

(入寮者の義務等)

第10条 入寮者は、学生寮の施設等の使用について、善良な管理者の注意を払い、その使用の目的に従って正常な状態を維持しなければならない。

2 校長は、入寮者が故意又は重大な過失により施設等を破損し、又は滅失したときは、入寮者に対し損害の弁償を命ずることができる。

3 損害の弁償を命じられた者は、速やかに弁償しなければならない。

4 入寮者は、集団生活の規律を維持するため校長が別に定める生活時間等を守らなければならない。

5 入寮者は、寮内を常に整理整頓し清潔な環境を保つように努めなければならない。

6 入寮者は、規律正しい生活を旨とし、寮の経費の節約に努めなければならない。

7 入寮者は、災害の防止に十分な注意を払わなければならない。

8 入寮者は、外泊しようとするときは、外泊簿に記載しなければならない。

(入寮者以外の者の立入り禁止等)

第10条の2 入寮者が入寮者以外の者を学生寮に立ち入らせることを禁止する。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

(1) 面会者が入寮者との面会のため、第11条の規定により面会室に立ち入る場合

(2) 入寮者の依頼により、業者等が入寮者の自室に、荷物の搬入、機器の取り付け、修理等のため一時的に立ち入る場合

(面会等)

第11条 親族等の面会は授業時間外とし、別に定める時間内に原則として面会室で行うこととする。

2 面会者の寮室への立入り及び宿泊は禁止する。

(所持及び使用の制限)

第12条 校長は、入寮者の所持品について寮の安全管理上支障を来すと認められるものを制限することができる。

(転貸等の禁止)

第13条 入寮者は、学生寮を他の者に転貸し、又は入寮の権利を他人に譲渡してはならない。

(退 寮)

第14条 入寮者が第6条の規定により入寮の承認を取り消された場合、又は本校の学生でなくなった場合は、当該入寮者は、遅滞なく学生寮を退寮しなければならない。

(退寮届)

第15条 入寮者は、学生寮を退寮しようとするときは、退寮予定日の7日前までに学生寮退寮届（別記第3号様式）を校長に提出しなければならない。

(入寮者の自治)

第16条 この規程に定めるもののほか、寮生活に関することについては入寮者の自治により発案され、校長の承認を得て定めるところによる。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。